

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数（案）」に関する御意見の募集について

平成 30 年 6 月 28 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

先の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）の一部改正により、同法第 3 条第 2 項及び第 5 条第 5 項において審査特例制度における新規化学物質の全国数量上限が、製造・輸入数量の合計量から環境排出量の合計量に改正されました。

これに伴い、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和 49 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「省令」という。）の一部を改正し、環境排出量の算出方法を「一の新規化学物質の確認に係る製造予定数量又は輸入予定数量に、用途に応じて定める係数を乗じて算出する方法」と規定する予定です。

今般、省令の改正に併せて、新規化学物質の確認に係る製造予定数量又は輸入予定数量を算出する際に用いられる係数を定めることとしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める用途に応じた係数（案）」

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成 30 年 6 月 28 日（木）～ 平成 30 年 7 月 27 日（金）（必着）

4. 資料入手方法

- 以下のホームページに掲載

【電子政府総合窓口（e-Gov）】 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省HP】 <http://www.mhlw.go.jp/topics/index.html#iyaku>

【経済産業省HP】 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

【環境省HP】 <http://www.env.go.jp/info/iken.html>

- 「6. 意見提出先」において資料配付

5. 意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式、以下の記入要領に従い、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提

出フォーム、郵送、FAX又はE-mailのいずれかの方法で、御提出ください。

この意見募集は、3省それぞれにおいて同時に実施しております。御意見はいずれかの省にいずれかの方法で御提出いただければ、3省において考慮されることとなりますので、同じ御意見を複数の省に提出していただく必要はありません。

(注意事項)

※御意見は日本語で提出してください。

※件名に必ず「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数に対する意見」として記載してください。

※郵送、FAXの場合は、A4版の用紙で提出してください。

※電話及び匿名での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【記入要領】

(宛先) 6. 意見提出先のパブコメ担当宛

(件名) 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数に関する意見

(※郵送の場合は、封筒に赤字で件名を記載して下さい)

(氏名) (※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

(住所)

(電話番号)

(FAX番号)

(電子メールアドレス)

(意見)

- ・ 該当箇所 (※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記して下さい)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (※根拠となる出典等を添付又は併記して下さい)

6. 意見提出先

パブコメ担当 (※以下のいずれかの窓口まで)

○厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (内線 2427)

FAX : 03-3593-8913

E-mail : exchpro@mhlw.go.jp

○経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL : 03-3501-1511 (内線 3701)

FAX : 03-3501-2084

E-mail : gqhbbfa@meti.go.jp

○環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-3581-3351 (内線 6314)

FAX : 03-3581-3370

E-mail : chem@env.go.jp

7. その他

御提出いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報は適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別添)

〇〇省〇〇課・室 パブコメ担当 宛

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき
厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数に関する意見

【氏名】

(※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

・ 該当箇所

(※どの部分についてなのか、該当箇所が分かるように明記してください)

・ 意見内容

・ 理由

※根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。